前回の委員会での議論について

資料２

	ページ・行	委員会であがった意見	現行案	調査結果及び建議書（案）への反映案
①	６ページ　第21条（情報の共有）建議文案　２行目～	「広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にとどまらない新たな取組」の具体例を挙げるべきではないか。	広報紙等が町会・自治会を通じて配布されることからも、市民に対して町会・自治会への加盟の促進をされたい。また、広報活動について、広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にとどまらない新たな取組を検討されたい。	広報紙が重要な情報提供媒体であり、町会・自治会を通じて配布されることからも、市民に対して町会・自治会への加盟の促進をされたい。また、広報紙以外の広報活動について、ホームページやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に加えて、時代やニーズに合った新たな取組を検討されたい。
②	８ページ　■岸和田市自治基本条例の推進の方策について 第３期建議内容　10行目	誤植あり。 誤：自治条例・協働推進員 正：自治基本条例・協働推進員	条例の理念について、各課に配置されている自治条例・協働推進員から課内に発信する	条例の理念について、各課に配置されている自治基本条例・協働推進員から課内に発信する
③	８ページ　■岸和田市自治基本条例の推進の方策について 建議文案　１行目	審議会等の運営にあたって、根底に自治基本条例があるのだということを周知等することについて、建議に盛り込むべき。	自治基本条例の普及・啓発活動について、引き続き取組を推進されたい。 また、これまでの建議に対する取組に関して、具体的な成果を数値等で示すことができるよう、引き続き建議に対する取組とその成果の蓄積及び成果集の作成を検討されたい。	自治基本条例の普及・啓発活動について、あらゆる場面において、すべての人が自治基本条例の趣旨を踏まえて活動できるよう、引き続き取組を推進されたい。 また、これまでの建議に対する取組に関して、具体的な成果を数値等で示すことができるよう、引き続き建議に対する取組とその成果の蓄積及び成果集の作成を検討されたい。
④	９ページ　■追加項目の検討 議論の経過　下から５行目～	危機管理に関する議論の内容について、文言を再考すべき。 個別条例化について前向きな文言にすべき。また、文章を短くすべき。 自治基本条例の普及・啓発の重要性を、「最重要」と表現すべきではないか。	その結果、条例への規定の有無が、防災・災害対応を左右するというものではないことから、条文化する必要はなく、現在ある地域防災計画等をもとに、また必要に応じてより良いものにしていきながら、今後もしっかりと防災・災害対応に取り組んでいくべきものであり、また、市民に自助や共助の大切さを理解し、それを実践してもらうためにも、自治基本条例の普及及び啓発に取り組むことが重要であるという結論に至った。	その結果、条例への規定の有無が、防災・災害対応を左右するというものではないことから、自治基本条例上で条文化する必要はないが、自助や共助の実践の中で、自然災害等の危機管理事象への備えや対応を充実化させていくためにも、危機管理に関する個別条例の策定を検討する必要があるという結論に至った。そして、現在ある地域防災計画等を必要に応じてより良いものにしつつ、今後もしっかりと防災・災害対応に取り組むことが必要であるが、そのためには、自治基本条例の普及及び啓発に取り組み、市民に自助や共助の大切さを理解し、それを実践してもらうことが最重要であるという結論に至った。
⑤	10ページ　第25条（組織） 建議文案	子育て施設課の名称等、具体例を挙げるべきではないか。	市民にとって有益で機能的な対応がとれるよう、また、市民にわかりやすい組織の編成を行っていることを確認した。引き続き効率的かつ効果的な組織運営に努められたい。	公立幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の入園・入所関係手続きの窓口を一本化するなど、市民にとって有益で機能的な対応がとれるよう、また、市民にわかりやすい組織の編成に向けて、組織改変を行っていることを確認した。
⑥	附属機関条例	附属機関条例について、自治基本条例を引用すべきではないか。	―	附属機関は、地方自治法に定められたものであるため、法体系上は、自治基本条例の引用を必要とするものではない。 自治基本条例を引用すべき条例は、自治基本条例の条項で「別に条例で定める」等の記載があるものであり、第32条第2項の内容は、自治基本条例の理念を踏まえた上での条例や規則等の整備であって、条文による引用を定めたものとまではいえないと考えられる。したがって、それ以外の条例や制度については、自治基本条例の理念のもと制定・運用されるように周知することが本来の主旨と考えられる。

（参考）地方自治法　第七款　附属機関
第二百二条の三　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
〇２　附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
〇３　附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。